

第3部 後期基本計画

後期基本計画策定にあたって

「緑とまち 笑顔あふれる 南国市」の実現を目指し、南国市のまちづくりの総合的な指針として平成 28 年 3 月に定めた第 4 次南国市総合計画（以下、「総合計画」という。）は、策定から 5 年が経過しました。

この間、全国的課題である人口減少・少子高齢化に対する地方創生の取組、地震など自然災害への備えに対する社会の意識の高まり、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた社会的取組の進展など、南国市を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

このため、令和 3 年度から 7 年度の 5 年間を計画期間とする総合計画後期基本計画においては、今なお全国的課題である人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるための地方創生の視点と南海トラフ地震や風水害に備える視点をもって各施策を実行するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組を展開することが重要となります。

また、令和 2 年度以降世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の流行は、令和 2 年度 4～6 月期において日本経済に戦後最大の落込みをもたらしたほか、人々の生活様式や社会・経済活動にも大きな変化をもたらしました。感染症の影響による社会・経済の変化は、今後も長期に渡って様々な分野で断続的に生じると予測され、地方公共団体には、人命保護を最優先に市民生活を下支えしつつ、社会経済状況の変化を見極め、時機を的確に捉えた施策の弾力的実施が強く求められます。

このように、産業構造や人々の消費行動など、社会・経済の枠組みが大きく変わろうとする時期にあって、総合計画後期基本計画においては、以下に位置づける特に重要な横断的視点のもと各施策の推進を図ります。

後期基本計画における重要な横断的視点

1. 土地利用の基本方針の具体化

基本構想に定める土地利用の基本方針に基づき、本市の将来像「緑とまち 笑顔あふれる 南国市」の実現を図るため、次のような方針のもとに土地利用を推進します。

(1) 市街化区域と市街化調整区域の区域区分を基調としたまちづくり

本市の人口は、市全体で減少が続く中、市街化調整区域と都市計画区域外で減少していますが、市街化区域では増加しています。

このことを踏まえ、今後も区域区分を基調とし、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設の整備による良好な市街地の形成等を図ります。また、市街化調整区域においては、優良農地、豊かな自然環境の保全とともに秩序ある集落環境づくりを進めます。

(2) 持続的発展が可能なコンパクトな市街地の形成

南国市立地適正化計画において、計画の理念を「高齢者など誰もが、住み慣れた郷土で、いつまでも安全で心豊かに、暮らし続けることができるまち“なんこく”づくり」と定めています。

このことを踏まえ、市民の各種生活サービスが市内で安定的に提供され、若者、子育て世代、高齢者を含めた誰もが安心して快適な暮らしが送れるよう、中心拠点（南国市役所周辺の市街地ゾーン）に市全体の高次な各種都市機能を、地域拠点（緑ヶ丘の市街地ゾーン）に各種日常生活サービス機能を誘導して集約を図ります。

併せて、中心拠点、地域拠点を中心とする地域に、市民の居住選択を尊重しつつ集まって住む“まちなか居住”を緩やかに誘導します。

このことにより、現在の一定の人口密度と人口規模を維持し、生活サービス水準や地域コミュニティ機能が持続的に確保され、市民の誰もが安心して快適な暮らしが送れる集約型のコンパクトな市街地の形成に取り組みます。

(3) 集落等の安定した定住環境の維持、充実

人口減少や少子高齢化が進行しても、将来にわたり集落に住み続けることができるよう地域コミュニティ機能を維持した定住環境の保全を図ります。併せて、公共交通網により中心拠点等とのアクセスを確保するとともに、地域住民と協働して既存の医療・福祉・商業施設等を保全、活用した集落拠点（集落地等の日常生活の中心地）づくりに取り組みます。

本市の市域の半分を占める中山間地域においては、水源涵養、生物多様性保全など多面的な機能を有する森林地が広がり、適正な森林施業などの促進により環境を保全することが重要です。このことを踏まえ、生活インフラ整備など、中山間地域にお

ける定住環境の維持、充実を図ります。

(4)多様な雇用を生み出す産業の創造

本市では、企業団地の立地を誘導する適地に限られるようになってきており、また、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内に立地していることなどの理由により、既存企業の移転計画の動向がみられます。こうした状況に対応するとともに、定住人口の増加を目指し、企業誘致を促進して多様な雇用の場を拡大するため、新たな企業団地の整備や中心拠点等の商業・業務施設の誘致に取り組みます。

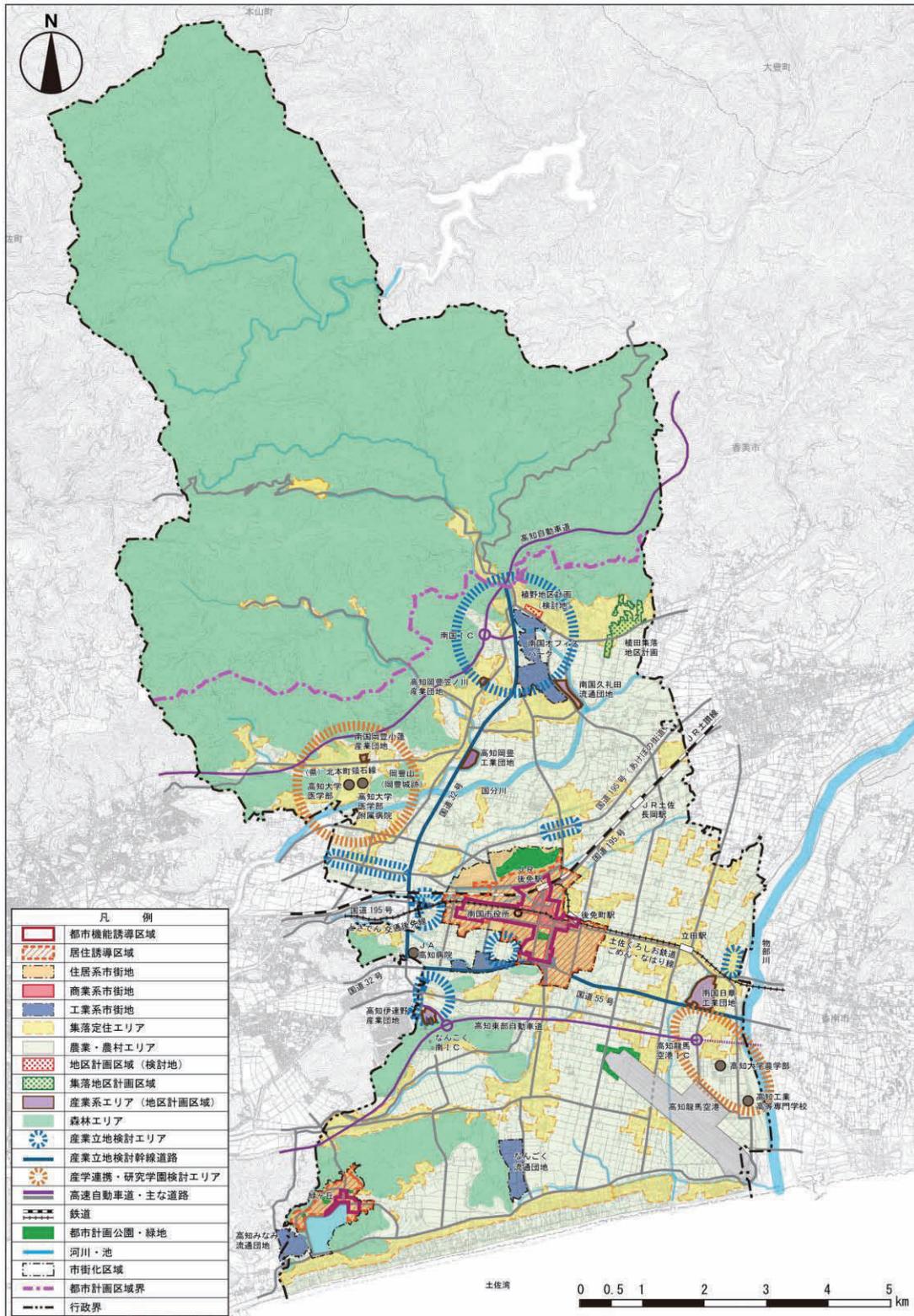
(5)区域別の適切な土地利用の推進

市街化区域、市街化調整区域、都市計画区域外において、それぞれ以下の土地利用エリアを定め、全市域において適切な土地利用を図ります。

【区域別の土地利用】

市街化区域	都市機能誘導区域	医療、福祉、子育て支援、文化、商業、行政サービス等の市全体の高次な各種都市機能と市街地における日常生活サービス機能の集積を促進する区域
	居住誘導区域	一定の人口密度・規模を維持する住宅市街地の保全を促進する区域
	その他の住居系市街地	良好な居住環境を形成し、戸建住宅を中心とした住宅地の保全を促進する区域
	工業系市街地	市街化区域内の工業地帯
市街化調整区域、都市計画区域外	集落定住エリア	農業振興等との調和を基本に、定住環境の保全を図る市街化調整区域及び都市計画区域外の集落拠点及びその周辺の区域。
	産業系エリア	市街化調整区域の産業系土地利用区域
	産業立地検討エリア	周辺の土地利用との調和を基本とし、新たな企業立地、沿岸部からの企業移転を視野に入れつつ、新たな産業用地の確保検討区域。
	産学連携・研究学園検討エリア	高知龍馬空港北側を産学連携拠点、高知大学医学部を中心として研究学園拠点と定め、周辺の土地利用との調和を基本として、新たな産業の創出、研究者・学生等の居住・交流の拠点として整備することを検討する区域。
	農業・農村エリア	無秩序な宅地開発を抑制し、保全を図るとともに、国と連携して国営のほ場整備事業を取り入れ、地域の状況を的確に反映した地域全体の農業基盤整備を図る区域。
	森林エリア	環境保全機能の他多面的な機能を有する森林や樹林地の開発行為等を抑制して保全に努めるとともに、適正な森林施業の促進、自然体験型レクリエーション基盤の整備等を計画的に促進する区域。

【土地利用方針図】



2. 南国市国土強靱化地域計画との整合

南国市国土強靱化地域計画の目的

東日本大震災などの大規模災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、本市でも、南海トラフ地震やこれまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる風水害に対する備えが重要な課題となっています。

国においては、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、基本計画の策定、見直しを進めてきました。

本市においても、大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会の迅速な復旧復興を遂げるため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的として、令和2年度に「南国市国土強靱化地域計画」（以下、「強靱化計画」という。）を策定しました。

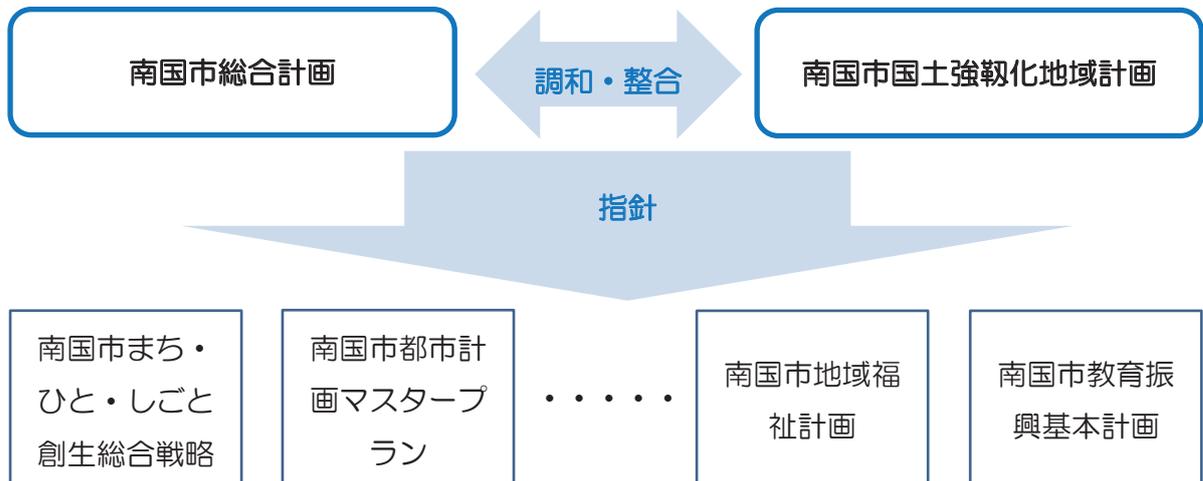
強靱化計画では、以下の4項目を基本目標として、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、国土強靱化の取組を推進することとしています。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

総合計画と強靱化計画の関係

本市の他の計画の上位に位置する総合計画が平時のまちづくりを対象とした取組の指針であるのに対し、強靱化計画は有事を対象とする平時の備えに関する指針です。2つの計画は、平時と有事という異なる対象をとるものですが、これらに向けた取組は、表裏の関係、お互いを高め合う関係にあるものです。

よって、総合計画と強靱化計画は本市の様々な分野の計画等の指針として、互いに調和を図りつつ、整合し、並び立つものと位置づけます。



第4次南国市総合計画後期基本計画と南国市国土強靱化地域計画の整合

強靱化計画	後期基本計画における強靱化計画との整合
事前に備えるべき目標	主要な施策推進の方針
①直接死を最大限防ぐ	1-1-(1)※(基本目標) - (施策の項目) - (主要施策) ○津波対策として、緊急避難場所への避難路・誘導看板等の整備。定期的、継続的な訓練・学習会支援。 1-1-(1) ○地震動対策として、家具転倒防止対策・住宅耐震化促進。避難路の安全対策として、危険なブロック塀等転倒対策促進。
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する(災害関連死を最大限防ぐ)	1-1-(3) ○自主防災組織を中心とした地域主体の避難所運営の促進。 1-2-(2) ○災害時要配慮者台帳等の整理に向けた取組推進。
③必要不可欠な行政機能は確保する	1-1-(4) ○減災と早期復興を目指す事前防災の取組推進。
④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	1-5-(1) ○大規模災害時における正確な情報収集・発信のための環境整備推進。
⑤経済活動を機能不全に陥らせない	1-1-(1)※再掲 1-1-(4)※再掲 1-8-(1) ○南海トラフ地震に備えて、水道施設の耐震化促進。
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる	1-8-(1)※再掲
⑦制御不能な二次災害を発生させない	1-1-(2) ○河川改修促進、治山対策充実、高潮対策や海岸保全施設の整備促進。

⑧社会・経済が迅速かつ従来より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1-1-(4) ○災害発生後早期復興できる体制の確立推進。
⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める	1-1-(3) ○自主防災組織支援。

3. 施策展開への地方創生の視点

第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的

少子高齢化と急激な人口減少が全国的に進行することが予測されるなか、南国市を取り巻く環境も極めて厳しい状況にあります。

少子高齢化と急激な人口減少に歯止めをかけるため、本市においては、平成27年9月に「南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）、5年後の令和2年3月には「第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって地域の活力を維持し持続可能な地域社会を実現するため、地方創生の取組を展開することとしています。

第2期総合戦略では、以下の4項目を基本目標として、「若者が希望を持ち、誰もが安心して暮らすことのできるまち」の実現を目指し、地方創生の取組を推進します。

- ①安定した雇用を創出する
- ②新しい人の流れをつくる
- ③若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる
- ④安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

総合計画後期基本計画への第2期総合戦略の反映

少子高齢化と人口減少に歯止めをかける地方創生の取組は、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」の施行以降、国をあげて展開されてきました。

令和2年3月に本市が策定した第2期総合戦略には、総合計画前期基本計画に定める施策展開の基本的方向性に即しつつ、総合計画策定以降、全国での地方創生の取組により得られた知見と情勢の変化を盛り込み、少子高齢化と人口減少に歯止めをかけるための施策群を配置しました。

総合戦略		後期基本計画への総合戦略の反映
基本目標	基本的方向（要旨）	主要な施策推進の方針
1 安定した雇用を創出する	①農地基盤整備後の営農モデルを確立し、「稼げる農業」の実現と後継者不足の解消を目指す。	3-1-(2) ※（基本目標）-（施策の項目）-（主要施策） ○農業生産基盤整備、担い手等への農地の集積、高収益作物への転換などにより稼げる農業を実現。
	②南国日章産業団地等への工業分野の企業誘致によって、新たな雇用を創出する。	3-2-(2) ○企業立地促進、企業支援の推進。
	③商業分野における新商品開発など意欲ある取組を支援する。	3-3-(2) ○特産品開発及び販路拡大等支援。
	④「ものづくり」の機運醸成を進め、本市の知名度アップを図り、観光客の増加を目指すとともに、まち歩きの誘導など市内滞在を促し、「ひと」の流れを創出する。	3-4-(2) ○ものづくりサポートセンターを活かした観光振興。 3-3-(1) ○ものづくり人材の育成推進。中心市街地振興計画の取組推進。
	⑤高齢者雇用を促進し、高齢者の社会活動を促進する。	2-3-(2) ○高齢者の社会参加支援。南国市シルバー人材センターの活動支援。
2 新しい人の流れをつくる	①空き家の活用を促進し、移住・定住を促進する。	5-3-(2) ○空き家活用住宅整備推進。空き家所有者等の自発的な空き家活用促進。
	②本市に立地する大学や高等学校等で知識・技術を習得した人材の定住を促進する環境整備に努める。	3-5-(2) ○ハローワークとの連携強化。多種多様な業種・職種の誘導・開発推進。
	③再掲（1-④）	
3 若い世代の結婚・妊娠・	①若者の所得の安定が図れるよう、就労支援を行う。また、新規就農者への支援を行う。	3-1-(1) ○農業者のもとでの実践的研修支援、新規就農者サポートハウスの

出産・子育ての希望をかなえる	②若者が結婚するきっかけづくりを行うことによって、若者の結婚を促す。	整備。 2-2-(5) ○出会いの場づくり、結婚・妊娠・出産に関する必要な経済的支援。
	③子育て世代の経済的負担を軽減することによって、子どもを生み育てやすい環境を整える。また、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備を図る。	2-2-(2) ○地域における子育て支援体制の充実。 2-2-(3) ○児童への医療費助成や保育料軽減実施。 2-6-(4) ○妊娠・出産・子育てに関する継続的相談支援。
	④子どもの居場所づくりを推進することによって女性の社会進出を促進する。	2-2-(1) ○保育サービスの充実、放課後児童対策、ファミリーサポートセンター事業実施。
4 安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	①市民が安心して暮らすことができるよう、防災対策を進める。避難施設整備や家屋倒壊に対する対策とあわせて、南海トラフ地震対策をはじめ、土砂災害、洪水に対する市民の防災意識の向上に取り組む。	1-1-(2) ○災害ごとの避難勧告等の基準明確化。 1-1-(1) ○地震動対策として、家具転倒防止、住宅耐震化促進。避難路の安全対策として、危険なブロック塀等転倒対策促進。
	②地域の住民が主体的に地域活動を行う事ができる体制整備、仕組みづくりを支援し、地域コミュニティ、住民自治組織の取組を支援する。	1-1-(3) ○自主防災組織支援。
	③高知県が取り組む中山間地域対策と連携し、地域で自主的、自律的に活動を展開できる基	5-2-(2) ○自治会・町内会等の取組支援。

	盤をつくり、地域の活性化を図る。	
④	本市は、高知市を連携中枢都市としたれんけいこうち広域都市圏を形成し、また、香南市・香美市と物部川流域ブロックの流域3市として古くから連携を図っている。この連携をさらに強化し、広域的な取組を進める。	5-7-(1) ○「れんけいこうち広域都市圏」連携協約に基づく他市町村との連携による圏域全体の活性化。 5-7-(1) ○物部川流域ふるさと交流推進協議会を中心とした住民交流促進。

4. 持続可能な開発目標(SDGs)実現に向けた取組の展開

持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となる持続可能な開発目標のことです。その中で掲げられる17のゴール(169のターゲット及び232の指標)は、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく持続可能な世界を実現するための統合的取組として位置づけられる先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であると位置づけられます。



日本における持続可能な開発目標(SDGs)

「2030 アジェンダ」の採択を受け、政府は、2016年5月に推進本部を設置し、2016年12月に実施指針を策定、2017年12月以降はSDGs達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に策定し取組を推進しています。

アクションプランにおいては、「SDGs と連動する Society5.0 の推進」、「SDGs を原動力とした地方創生」、「SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGs モデル」が掲げられています。また、2017年12月には、地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組の推進が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられ、今後、益々自治体レベルでのSDGsへの取組の機運が高まることが予想されます。

地方公共団体と持続可能な開発目標(SDGs)

国際目標の達成に関して、近年、国だけでなく、自治体の責任と役割の大きさが重要視されています。市民生活に最も密着した行政組織である自治体には、それぞれの地域の実情を踏まえた政策を実行するとともに、国と地域の間に立ち、施策実行に際して多様な主体間の連携を促すことが期待されています。

採択にあたって公民のあらゆるレベルでの取組の重要性が謳われた「持続可能な開発目標」が掲げる17のゴールの達成には、自治体行政の貢献が必要不可欠であるとともに、その取組は、将来にわたる地域の活力維持を目指す地方創生の取組にも通じるものです。

後期基本計画の各施策の推進にあたっては、持続可能な開発目標(SDGs)との関連を明確にしたうえで、2030年の目標達成をめざす主体として行動します。

第4次南国市総合計画とSDGsの関連

<基本目標>	<施策の項目>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
【基本目標1】 安全・安心のまち	1 防災対策・防災体制の強化											●		●				●	
	2 消防・救急体制の充実											●		●				●	
	3 交通安全・防犯・消費者対策の推進			●														●	
	4 道路・公共交通網の整備									●		●						●	
	5 情報ネットワークの整備				●						●		●					●	
	6 市街地・住環境の整備										●		●					●	
	7 環境保全、景観形成と公園・緑地の整備												●		●	●	●		●
	8 上下水道の整備			●				●					●		●				●
	9 廃棄物処理とリサイクルの推進								●				●	●		●			●
	10 計画的な土地利用										●		●						●
【基本目標2】 健康・福祉のまち	1 地域福祉の充実	●		●	●						●	●						●	
	2 子育て支援の充実	●	●	●	●	●						●						●	
	3 高齢者支援の充実			●								●						●	
	4 障害のある人への支援の充実			●	●							●	●						●
	5 社会保障の充実	●		●									●						●
	6 健康・保健活動の充実			●									●						●
	7 地域医療体制の充実			●									●						●

第4次南国市総合計画とSDGsの関連

＜基本目標＞	＜施策の項目＞	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
【基本目標3】 産業・交流のまち	1 農林水産業の振興		●				●		●	●		●			●	●		●		
	2 企業立地及び経営の支援								●	●		●						●		
	3 商業の振興								●	●		●						●		
	4 観光の振興								●	●		●						●		
	5 雇用対策の推進				●				●			●							●	
【基本目標4】 教育・文化のまち	1 学校教育の充実				●						●								●	
	2 地域教育の充実と青少年健全育成の推進				●							●						●	●	
	3 生涯学習の推進とスポーツ活動の充実			●	●														●	
	4 文化活動・文化財保護活動の充実				●							●							●	
	5 人権対策・男女共同参画の推進					●			●		●								●	
	6 友好都市との交流促進と多文化共生体制の充実											●							●	
【基本目標5】 協働・連帯のまち	1 市民参画・協働の推進											●							●	
	2 地域コミュニティ活動の充実																	●	●	
	3 定住・移住の促進																		●	
	4 情報公開と広報広聴の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5 行政運営の充実											●						●	●	
	6 財政運営の充実								●			●						●	●	
	7 広域行政の推進								●			●							●	

5. 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた施策推進

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の生活様式や社会、経済に大きな影響をもたらしました。国内経済については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において初となる緊急事態宣言が発出された令和2年4月以降、感染拡大防止のため人の密集と移動の抑制が求められる状況の中、外食や旅行などの分野における個人消費が大きく落ち込み、4月から6月期における国内GDPは戦後最大の落ち込みを記録しました。また、地域の集い、イベントや学校行事、会食、仕事などこれまでの生活様式も大きな制約を受けることとなりました。

ワクチン接種が世界各国で開始された現在も、未だ感染症の世界的な終息は見通せない状況にあります。感染症の影響下、市民の健康と暮らしを直接的にまもる取組については、変化に即応して実施していくとともに、後期基本計画における施策の推進においては、感染症の流行下で普及したテレワークやオンラインでの会議・商談など、感染症の収束後も不可逆性をもって営まれることが見込まれるこの間の社会変化と、インバウンドを含む観光など感染症流行前の状況に一定割合復帰することが見込まれる分野における推移を的確に把握したうえで、変化に応じた事業選択を行っていくことが必要です。特に、不可逆性をもつとみられる社会変化については、個々の緊急避難的な対応が一時的な社会傾向として顕在化するものの、短期間により有効な対応が主流となる可能性があることを前提として、時機を逃さず必要な事業を実施し、施策を推進することが重要となります。

国内での感染が拡大した令和2年度、本市においては、公共施設等における感染防止対策の徹底のほか、市民・事業者等への啓発と感染防止の取組支援等を実施したほか、経済的打撃を受けた事業者や家計への支援等事業によって市民生活を下支えするとともに、プレミアム付商品券発行事業等地域経済の回復に向けた取組を推進するなど、感染症の影響による社会・経済の状況変化に応じた対策を講じてきました。

感染症の影響に対する施策に関しては、後期基本計画期間においても、社会・経済状況を的確に把握し、即応する対策事業を実施していきます。